

小学校教諭免許状の根拠規定確認フローチャート

初めて教員免許を申請する

既に教員免許を取得している

↓

大学で所定の単位を修得している

↓

教員資格認定試験に合格している

↓

大学で幼・中・高いずれかの教員免許を取得し、その際修得した単位を流用する
(※教育実習等)

↓

小学校の教員免許取得後、小学校での教員経験をもとに上位の免許を申請する
(上級免許の申請)

↓

幼稚園又は中学校の教員免許取得後、該当校種(幼又は中)での教員経験が3年以上ある
(隣接免許の申請)

↓

免許法別表第1による申請

↓

免許法第16条の2による申請

↓

免許法別表第1による申請

↓

免許法別表第3による申請

↓

免許法別表第8による申請